

# 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (5月22日)	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	5
承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	6
承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	9
承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	10
議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	11
議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	12
議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	13
議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	14
議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	15
日程の追加 .....	16
議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	17
日程の追加 .....	19
議案第15号～議案第18号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	20
閉会の宣告 .....	23
署名議員 .....	23

令和元年第2回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 令和元年5月22日  
会期 1日間  
閉会 令和元年5月22日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
5月22日	水	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 承認第1号～第4号質疑、付託省略(即決) 議案第14号質疑、総務常任委員会付託 議案第15号～第18号質疑、経済建設常任委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第14号総務常任委員会(説明～採決)
		委員会	午前11時	議案第15号～第18号経済建設常任委員会(説明～採決)
		本会議	午前11時50分	議案第14号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第15号～第18号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



## 令和元年第2回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 令和元年5月22日

### 1. 開会、閉会の日時

開 会 (令和元年5月22日 午前10時00分)

閉 会 (令和元年5月22日 午後0時37分)

### 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

### 3. 欠席議員 (0名)

な し

### 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光

教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊

教 育 課 長 兼  
子 ども 子 育 て 支 援 室 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史

財 務 課 長 真 喜 志 亮

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮

企 画 観 光 課 長 兼  
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

### 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 事 仲 村 亮 人

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第8号））	提案説明 付託省略
5	承認 第2号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
6	承認 第3号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
7	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて（大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）	提案説明 付託省略
8	議案 第14号	大宜味村立認定こども園設置条例	提案説明 質疑～付託
9	議案 第15号	幼保連携型総合施設建築工事（建築）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
10	議案 第16号	幼保連携型総合施設建築工事（電気）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
11	議案 第17号	幼保連携型総合施設建築工事（機械）の請負契約について	提案説明 質疑～付託
12	議案 第18号	やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約について	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第14号	大宜味村立認定こども園設置条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第15号	幼保連携型総合施設建築工事（建築）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第16号	幼保連携型総合施設建築工事（電気）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第17号	幼保連携型総合施設建築工事（機械）の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第18号	やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。  
ただいまから令和元年第2回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 安里重和議員及び1番 大城佐一議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第8号））を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。村長。  
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。令和元年大宜味村第2回臨時議会開会に当たりまして、全議員の出席のもと、開会できますことを心より感謝を申し上げます。  
本臨時会には、承認4件、議案5件を上程することになっております。どうか御審議のほど、よろしくお願いいたします。  
では、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和元年5月22日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、補正の理由といたしましては、商工費の建物明渡請求事件事務委託に関しては、企業支援施設賃貸工場A棟1号室の明渡交渉、残地物の処分等の委任事務に関し、年度内に完了することが困難となったことにより、継続して事務を委託する必要となったため、36万円の増となっています。

次に民生費の幼保連携型総合施設整備事業につきましては、用地分筆業務が年度内に完了したことにより減となっています。

農林水産業費の塩屋漁港機能増進整備事業については、塩屋漁港荷役施設設置工事で3月中旬に設計書等を精査したところ、70万円の不足が生じたために増となっています。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度大宜味村一般会計補正予算（第8号））を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第1号は、承認されました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月22日提出  
大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

（真喜志 亮財務課長 登壇）

○ 財務課長（真喜志 亮） それでは、私のほうから補足して説明いたします。

今回、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）が、平成31年3月29日に公布され、平成31年4月施行もあることから、大宜味村税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

まず、第1条に大宜味村税条例の一部を改正する条例と平成29年条例第6号及び平成30年条例第8号の未施行の部分の一部改正を第4条、第5条で改正する条例がございます。

主な改正内容について御説明いたします。なお、適用条項の改正による条文の整理等、字句の削除、修正は省略させていただきます。

説明資料の新旧対照表で主な改正内容について御説明いたします。

説明資料の6ページをお開きください。第34条の7は、ふるさと納税制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で行うようふるさと納税制度を見直すもので、内容としましては、一定の基準に適合する団体として、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定した団体に対する寄附金が、これまで同様、税額控除の対象となる所要の整備でございます。施行期日は、平成31年6月1日からとなります。

次に附則第7条の3の2、こちらは個人が住宅等の取得をして、平成31年10月1日から平成32年12月31日までの間に居住の用に供した場合における住宅借入金特別控除に係る控除期間の拡充等所要の整備でございます。施行期日は、平成31年4月1日からとなります。

次に説明資料の12ページをお開きください。附則第10条の3第6項は、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る税額の減額措置の適用を受けようとするものがすべき申告についての所要の整備でございます。なお、沖縄県は該当しないのですが、準則に基づいて今回改正を行っております。施行期日は、平成31年4月1日からとなります。

次に説明資料の15ページをお開きください。附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例について、第1条から第3条にかけて3段階で改正する所要の整備でございます。まず、第1条改正では、重課を平成31年度に限ったものにし、平成29年度分の経過を削除する改正となっております。施行期日は、平成31年4月1日からとなります。

ページ飛びますが、説明資料の26ページをお開きください。2条改正での附則第16条は、重課の規定を整備し、平成32年度及び平成33年度分の経過を新設する改正となっております。施行期日は、平成31年10月1日からとなります。

次に説明資料30ページをお開きください。3条改正での附則第16条は、平成34年度及び平成35年度分の経過を対象とし、電気自動車等に限った上での新設する改正となっております。施行期日は、平成33年4月1日からとなります。



すみません、またページ戻ります。説明資料の24ページをお開きください。附則第15条の2は、消費税引き上げに伴う自動車取得時の負担感を緩和することを目的に平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した軽自動車税（平成32年度燃費基準達成車）の環境性能割を1%から、非課税とする臨時的軽減の規定を新設する所要の整備でございます。施行期日は、平成31年10月1日からとなります。

次に説明資料の26ページをお開きください。附則第15条の6第3項は、先ほどの附則第15条の2での改正理由により、軽自動車税（平成27年度燃費基準値+10%達成車及びその他軽自動車税）の環境性能割を2%から1%減とする臨時的軽減の規定を新設する所要の整備でございます。施行期日は、平成31年10月1日からとなります。

説明資料の30ページをお開きください。第24条第1項は、子供の貧困に対応するための個人住民税の改正で、児童扶養手当の支給を受けている単身児童扶養者を非課税措置の対象に加える所要の整備でございます。施行期日は、平成33年1月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第2号について質疑を行います。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今説明してもらったんですけれども、元号についてお聞きしたいと思います。いろいろ出ておりますけれども、平成31年4月30日以降は令和元年ということになっておりますので、これは平成32年とか33年はないと思うんです。この点についてお聞きしたいです。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 仲井間議員の御質疑にします。

確かに5月1日以降、令和へ元号が改正になっておりますけれども、今回の承認の案件については、平成31年3月29日、3月30日に専決処分したものでございまして、この時点ではまだ元号の改正は行っていませんので、平成の表記となっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど仲井間議員の質疑と関連します。

これは専決処分ということで承知しておりますが、ほかの条例も同じように条例が制定されていると思います。その問題については、元号の関係で修正はいつなされるか。それともなさないでそのまま実施するのか、その辺も教えていただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 政府の見解からしても、特別に法律を変えてまで、読みかえをするということは今考えていないということです。条例も機会があつて直すことはできると思いますが、そのための条例改正、今の税条例だけではなくて、ほかの条例も含めて、読みかえだけの条例改正というのは考えておりません。昭和のものも残っているし、平成も残っていると思います。そのあたりは読むことができるということで、法律的に何の瑕疵もないということを確認できておりますので、今のところそのための条例改正は考えていません。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(大宜味村税条例等の一部を改正する条例)を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第2号は、承認されました。

---

#### ◎承認第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月22日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、今回、条例の主な改正は2点あります。

1点目は、国民健康保険税の基礎課税額による課税限度額を「58万円」から「61万円」に引き上げる改正となります。

2点目は、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を「27万5,000円」から「28万円」に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定の基準額を「50万円」から「51万円」に引き上げる改正となります。

なお、この条例は、平成31年4月1日から施行となります。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしく願います。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから承認第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって承認第3号は、承認されました。

---

#### ◎承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月22日提出

大宜味村長 宮城功光

この改正につきましては、沖縄振興特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法に係る省令の一部改正が平成31年3月30日に公布されたことに伴い、大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分したところでございます。

内容といたしましては、平成31年3月31日までとした適用期限を2年間延長するものです。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これにて提案理由の説明を終わります。

これから承認第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決し

ます。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから承認第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(大宜味村固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって承認第4号は、承認されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第8 議案第14号 大宜味村立認定こども園設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第14号 大宜味村立認定こども園設置条例

大宜味村立認定こども園設置条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和元年5月22日提出

大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

大宜味村立2保育所及び幼稚園を統合し、大宜味村立認定こども園を開園するにあたり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。

内容については、条例文を読み上げて御審議をお願いしたいと思います。

#### 大宜味村立認定こども園設置条例

(設置)第1条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、本村に認定こども園(以下「こども園」という。)を設置する。

(名称及び位置)第2条、こども園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。名称、大宜味村立おおぎみこども園。位置、大宜味村字塩屋1306番87。

(事業)第3条、こども園においては、次に掲げる事業を行う。1号、法第9条各号に掲げる目標を達成するための保育及び教育。2号、法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、村長が必要と認める事業。3号、前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事業。

(委任) 第4条、この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則、(施行期日) 1項、この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為) 2項、こども園の設置の届出その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第14号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(平良嗣男) 日程第9 議案第15号 幼保連携型総合施設建築工事(建築)の請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 議案第15号 幼保連携型総合施設建築工事(建築)の請負契約について

幼保連携型総合施設建築工事(建築)の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

#### 記

1 契約の目的 幼保連携型総合施設建築工事(建築)

2 契約の方法 指名競争入札による契約

3 契約金額 金3億4,265万円

4 契約の相手

住 所 大宜味村字塩屋604番地

商 号 有限会社 名嘉工務店

氏 名 代表取締役 名嘉康次

令和元年5月22日提出

大宜味村長 宮城功光

#### 提案理由

本件については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第6号)第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、工事概要については、RC造平屋建ての建築工事一式となっております。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議よろしく申し上げます。

○ 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第15号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番(友寄景善) 説明資料の52ページの工事請負契約に係る入札結果等の公表についての資料で

すが、この資料では到底審議できる内容ではありません。この資料は、本来総務課において公衆の閲覧に供する、公表するための資料ではないですか。しかも公表すべき内容も要領に規定された重要事項の記載がありません。このような資料が議会の説明資料として提出されているのではないですか。

議会では、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保され、適正化が図られているかをチェックし審議しなければならないはずです。例えば、入札事務は誰が執行したか、立会人は何人で誰と誰か、予定価格や最低制限価格はどうなっているか、何回目に落札したか、辞退者や失格者はどの時点で発生したかなどをチェックしなければなりません。

今回提出された資料には、このような基本的な事項がほとんど記載されていません。このままでは審議に入れません。議会での審議に答えられるよう、従来提出していましたが入札結果報告書の提出を委員会開催までに求めたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 友寄議員の質疑にお答えします。

最低制限価格につきましては、契約締結後に公表することとなっていることから、今回、議決いただいた後、公表して、その後の資料提供ということを考えておりましたので、今回は外しているのですが、議員の皆さんがどうしてもこれがないと審議に諮れないということであれば、最低制限価格を含めたものを提出した、過去の経緯としてはあるんですが、議決をいただいた後公表したいと思っていて、今回の資料となっております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 審議に入る前に、やはり基本的な、基礎的な、議会に提出する前の基本的な入札結果報告書、これが一番もととなるはずですが。その中にはいろいろ入札事務執行人、立会人とか最低制限価格、予定価格いろいろあります。そして何回目に落札したかとかあります。今、出された説明資料ではこれが全くわからない。誰が入札を執行したのかもわからない。ですから審議に入る前に、ぜひ資料は提供してほしいと。

そして先ほどの入札結果の公表等についてですが、最低制限価格は示されないということでありましたが、この公表に当たっては予定価格とか最低制限価格を含めて公表することになっているはずですが。ちゃんと規則、要綱を再度確認してください。ちゃんとした審議ができるように、従来まで出していたものですから、あえてこのような形で出しているの、従来まで出していた資料がはっきり、審議に入りやすいので、今、出された資料は審議の後退にしかありませんので、従来どおりの資料をぜひ委員会開催までに再度お願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では、従来のもを経済建設常任委員会を開く前までに準備いたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第16号 幼保連携型総合施設建築工事（電気）の請負契約につ

いてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第16号 幼保連携型総合施設建築工事(電気)の請負契約について  
幼保連携型総合施設建築工事(電気)の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 幼保連携型総合施設建築工事(電気)
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金4,801万5,000円
- 4 契約の相手

住 所 本部町字伊野波658番地の2  
商 号 有限会社 沖工設  
氏 名 代表取締役 平良哲治

令和元年5月22日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第6号)第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、工事概要については、RC造平屋建ての電気設備工事一式となっております。

工種といたしましては、受変電設備などの工事となっております。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議よろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。  
これから議案第16号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。
- 4番(友寄景善) 議案第16号の添付資料としても、15号と同じように入札結果報告書の提出を委員会前までをお願いします。
- 議長(平良嗣男) 総務課長。
- 総務課長(知念和史) 15号と一緒に準備いたしたいと思います。
- 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。  
(発言する者なし)
- 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。  
ただいま議題となっております議案第16号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第11 議案第17号 幼保連携型総合施設建築工事(機械)の請負契約についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第17号 幼保連携型総合施設建築工事(機械)の請負契約について  
幼保連携型総合施設建築工事(機械)の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 幼保連携型総合施設建築工事(機械)
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金7,282万円
- 4 契約の相手

住 所 大宜味村字塩屋897番地

商 号 有限会社 一円産業

氏 名 代表取締役 津波徳正

令和元年5月22日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第6号)第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、RC造平屋建ての機械設備工事一式となっております。

工種といたしましては、衛生器具設備などの工事となっております。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議よろしくお願いいたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第17号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

- 4番(友寄景善) 議案第17号につきましても、説明資料として入札結果報告書の提出を委員会開催前までをお願いします。

- 議長(平良嗣男) 総務課長。

- 総務課長(知念和史) はい、準備いたします。

- 議長(平良嗣男) ほかに質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(平良嗣男) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長(平良嗣男) 日程第12 議案第18号 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第18号 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約について



やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億8,360万円
- 4 契約の相手  
住 所 大宜味村字塩屋897番地  
商 号 有限会社 一円産業  
氏 名 代表取締役 津波徳正

令和元年5月22日提出  
大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

工事概要につきましては、施設外構工事です。

敷地造成工を始め、園路広場整備工、植栽工などの工種による外構工事となっております。

なお、参考資料を添付しておりますので御参照ください。御審議よろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから議案第18号について質疑を行います。質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 議案第18号についても説明資料の追加として、入札結果報告書を委員会開催前までをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） はい、準備いたします。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、経済建設常任委員会に付託します。

---

○ 議長（平良嗣男） 委員会審査のため休憩します。

（午前10時46分）

---

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時12分）

---

◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第14号 大宜味

村立認定こども園設置条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第14号 大宜味村立認定こども園設置条例を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって議案第14号 大宜味村立認定こども園設置条例を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第14号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 追加日程第1 議案第14号 大宜味村立認定こども園設置条例を議題とします。委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 5 5 号

令和元年5月22日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会

委員長 安 里 重 和

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第14号	大宜味村立認定こども園設置条例	原案可決 賛成多数

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(安里重和) ただいま議題となりました議案第14号について、総務常任委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び教育課長兼子ども子育て支援室長の出席を求め、本日午前10時30分からの審査予定を30分繰り下げて午前11時から審査をいたしました。

議案第14号 大宜味村立認定こども園設置条例について報告します。

本案は、国の子ども・子育ての新制度がスタートし、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体化な提供、保育の量的拡大・確保、地域における子ども・子育ての充実の三つを掲げており、その目標を達成するため、村立2保育所及び幼稚園を一体化することにより、集団保育の効果を十分に発揮させるため、大宜味村立認定こども園を開園するにあたり、条例を制定する必要があるための条例となっております。

条例第2条には、名称を大宜味村立おおぎみこども園。位置は大宜味村字塩屋1306番87。

施行期日は、令和2年4月1日から施行で、準備行為として、こども園の設置の届出、その他の準備行為はこの条例の施行日前においても行うことができるとなっております。

なお、本案についての質疑、討論はなく、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第14号 大宜味村立認定こども園設置条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第14号について討論を行います。討論ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 大宜味村立認定こども園設置条例について、反対の立場で討論をいたします。

私は、これまでに本村の未来を担う子や住民の命を守る為に安心安全な環境づくり等について繰り返し訴えてきました。

本案は、「大宜味村立2保育所及び幼稚園を統合し、大宜味村立認定こども園を開園するにあたり、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、条例を制定する必要があるため、この案を提出する。また、条例で名称を大宜味村立おおぎみこども園、位置を大宜味村字塩屋1306番87とする。さらに、附則で施行期日について、この条例は、令和2年4月1日から施行する。準備行為について、こども園の設置の届その他の準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる」と提案しております。

これまでの幼保連携型総合施設建設予定地雑石撤去作業や造成工事などの準備行為は、自ら制度を無視していたと証明をしているようなものです。また、幼保連携型総合施設整備の策定委員会で計画候補地の検討が行われ、総合評価1位が旧大宜味小学校を覆した行政執行についても策定委員会や村民の意思を軽視し愚弄するものであります。

村内の低地にあった重度身体障がい者施設や消防署分遣所は、東日本大震災の教訓を活かし、避難をしなくてもよい高所に移転をした身近な事例があります。子供たちの命を守るため、避難をしなくてもよい高所に幼保連携型総合施設の設置が基本で理想であります。

しかし、村は複数の幼保連携型総合施設の候補地を示した中から、策定委員会が総合評価1位とした旧大宜味小学校の評価を覆した本案の場所は高所への避難ルートは国道58号を横断しなくてはならないため、危険が増すと予想される場所に事業を推進しています。

地方自治法第224条2第1項に「公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない」とうたわれています。設置条例は、名称、位置や供用開始であり施行期日が明記されており、設置場所を条例で定めるのは本案のみです。よって、事業を推進していくには、まず先に法及び条例を制定し、その後に予算化して事業を執行していくのが筋だと考えます。

どうか、本村の未来を担う子の命を守るため、また、問題を抱え曖昧のままの事業推進に納得できるものではない、反対せざるを得ません。どうか、本議案に対して各議員の反対を求め討論とします。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。3番 仲井間宗利議員。

（3番 仲井間宗利議員 登壇）

○ 3番（仲井間宗利） 大宜味村立認定こども園設置条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

委員会でもありましたとおり、人事の件とかいろいろありましたけれども、私も一般質問で、早期に認定こども園を設置してほしいということで一般質問をしましたので、それにつきながら賛成の立場で討論させていただきます。

いろいろ設置の場所も津波とかそういうことでいろいろ出ましたけれども、行政は策定委員会等、いろいろ重ねまして、いろんな形も出てきておりましたが、津波の件に関してはそういう場所がいいとなった場合には、じゃあ、避難訓練をどうするか、避難場所はどうかということで進めてまいりました。それを踏まえて決定をして、建設もされてきております。時代に沿った認定こども園ということになりました。それを進めていったことに対して、私は賛成をしたいと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 次に原案に賛成者の発言を許します。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで討論を終わります。

これから議案第14号 大宜味村立認定こども園設置条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○ 議長（平良嗣男） 起立多数です。

したがって議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加

○ 議長（平良嗣男） ただいま経済建設常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第15号 幼保連携型総合施設建築工事（建築）の請負契約について、議案第16号 幼保連携型総合施設建築工事（電気）の請負契約について、議案第17号 幼保連携型総合施設建築工事（機械）の請負契約について及び議案第18号 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約についての委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第15号 幼保連携型総合施設建築工事（建築）の請負契約について、議案第16号 幼保連携型総合施設建築工事（電気）の請負契約について、議案第17号 幼保連携型総合施設建築工事（機械）の請負契約について及び議案第18号 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4及び追加日程第5として一括議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号 幼保連携型総合施設建築工事（建築）の請負契約について、議案第16号 幼保連携型総合施設建築工事（電気）の請負契約について、議案第17号 幼保連携型総合施設建築工事

(機械)の請負契約について及び議案第18号 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約についてを日程に追加し、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4及び追加日程第5として一括議題とすることに決定しました。

◎議案第15号～議案第18号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 追加日程第2 議案第15号 幼保連携型総合施設建築工事(建築)の請負契約について、追加日程第3 議案第16号 幼保連携型総合施設建築工事(電気)の請負契約について、追加日程第4 議案第17号 幼保連携型総合施設建築工事(機械)の請負契約について及び追加日程第5 議案第18号 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約について一括議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 5 6 号

令和元年5月22日

大宜味村議会議長 平 良 嗣 男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮 城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第15号	幼保連携型総合施設建築工事(建築)の請負契約について	可 決 全会一致
議案第16号	幼保連携型総合施設建築工事(電気)の請負契約について	可 決 全会一致
議案第17号	幼保連携型総合施設建築工事(機械)の請負契約について	可 決 全会一致
議案第18号	やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約について	可 決 全会一致

(宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長(宮城 貢) ただいま議題となりました議案第15号～議案第17号及び議案第18号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告します。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長、教育課長兼子ども子育て支援室長及び建設環境課長の出席を求め、本日午前11時から審査予定を25分繰り下げて午前11時25分から審査をいたしました。

はじめに、議案第15号 幼保連携型総合施設建築工事（建築）の請負契約について報告いたします。

本件の目的は、子どもを産み育てやすい環境を整備する為、働く保護者等の子育て支援の充実に目的に就学前の幼児教育・保育教育を一体的に提供することができる幼保連携型総合施設整備であります。

工事概要は、RC造 平屋建て 建築工事一式となっております。

請負金額は3億4千2百65万円、契約相手は、有限会社名嘉工務店で、履行期限は、令和2年1月31日までとなっております。

次に、議案第16号 幼保連携型総合施設建築工事（電気）の請負契約について、報告します。

本件も議案第15号と同じ事業で、電気設備工事であります。

工事概要は、RC造 平屋建て 電気設備工事一式で主な工種は受変電設備などとなっております。

請負金額は4千8百1万5千円、契約相手は、有限会社沖工設で、履行期限は、令和2年1月31日までとなっております。

次に、議案第17号 幼保連携型総合施設建築工事（機械）の請負契約について、報告します。

本件も、議案第15号と同じ事業で、機械設備工事であります。

工事概要は、RC造 平屋建て 機械設備工事一式で主な工種は衛生器具設備などとなっております。

請負金額は7千2百82万円、契約相手は、有限会社一円産業で、履行期限は、令和2年1月31日までとなっております。

次に、議案第18号 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約について、報告します。

本件の目的は、平成28年に沖縄本島北部地域が「やんばる国立公園」に指定され、さらに世界自然遺産登録に向けた取り組みが進められるなど、やんばるの観光は大きな転換期を迎え、やんばる三村の玄関口に位置する本地区に、やんばるの自然・文化の魅力を発信する案内所や特産物の展示・販売、飲食機能を備えた観光拠点施設を整備することで、観光客の周遊・滞在・消費を促進する事業であります。

工事概要は、施設外構工事で主な工種は敷地造成工を始め園路広場整備工、植栽工などとなっております。

請負金額は1億8千3百60万円、契約相手は、有限会社一円産業で、履行期限は、令和元年6月28日までとなっております。

議案第15号～議案第17号及び議案第18号の4件について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第15号 幼保連携型総合施設建築工事（建築）の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第15号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号 幼保連携型総合施設建築工事（建築）の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起

立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号 幼保連携型総合施設建築工事(電気)の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第16号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号 幼保連携型総合施設建築工事(電気)の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第16号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号 幼保連携型総合施設建築工事(機械)の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第17号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号 幼保連携型総合施設建築工事(機械)の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○ 議長(平良嗣男) 起立多数です。

したがって議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第18号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号 やんばるの森ビジターセンター施設外構工事の請負契約について採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

○ 議長(平良嗣男) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○ 議長(平良嗣男) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年年第2回大宜味村議会臨時会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(午後 0時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員